

研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会の開催について

平成29年7月31日
平成31年4月24日改正
令和元年7月31日改正
内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
総務省行政管理局長
決 定

1 目的

研究開発法人の業務運営に関しては、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において、「研究開発成果の最大化という観点から、独立行政法人制度の個々のルールや運用を大胆に見直し、独立行政法人制度の下で、研究開発型の法人の機能の一層の向上と柔軟な業務運営を確保することが求められる。」とされており、これまでに目標設定の在り方などの改善を行ってきたところである。

しかし、なお経営努力の促進や調達業務の効率化などに関する課題が指摘されるなど、更なる改善方策の検討が求められているところである。

以上の状況を踏まえ、外部有識者を含めて研究開発の特性を踏まえた業務運営の在り方について検討するため、「研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会」（以下「検討会」という。）を開催する。

2 構成員

検討会の構成員は、別紙のとおりとする。検討会には、必要に応じて関係者の出席を求めることができる。

3 公開

検討会は原則として非公開とし、検討概要を除き資料等は公表しない。

4 庶務

検討会の庶務は、内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付参事官（イノベーション創出環境担当）及び総務省行政管理局管理官（独立行政法人制度総括・特殊法人総括担当）が共同で処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、検討会の運営に関する事項その他必要な事項は、検討会において別に定める。

以上

研究開発法人における業務運営の課題に関する検討会
構成員名簿

(敬称略)

- | | | |
|------------|---------------|--|
| ありかわ
有川 | ひろし
博 | 愛国学園大学人間文化学部教授 |
| おのみち
尾道 | かずや
一哉 | 味の素株式会社常務執行役員・コーポレートサービス本部副本部長 |
| かしたに
榎谷 | たかお
隆夫 | 公認会計士・税理士（榎谷公認会計士事務所） |
| こばやし
小林 | なおと
直人 | 早稲田大学研究戦略センター副所長・教授、研究院副研究院長 |
| ととき
十時 | けんじ
憲司 | 内閣府大臣官房審議官（科学技術・イノベーション担当） |
| わたなべ
渡辺 | えいじ
栄二 | 内閣府政策統括官（科学技術・イノベーション担当）付
参事官（イノベーション創出環境担当）【司会進行（主）】 |
| よしかい
吉開 | しょうじろう
正治郎 | 総務省大臣官房政策立案総括審議官 |
| かみや
神谷 | たかし
隆 | 総務省行政管理局管理官（独立行政法人制度総括・特殊法人総括）
【司会進行（副）】 |